

ごかの お知らせ

No.557

役場の代表電話は☎(84)1111です

お知らせ

国民年金保険料の前納 について

国民年金において、一定期間の保険料をまとめて納めることにより保険料が割引となる「前納」があります。

前納制度を利用するには、年金事務所に出す必要がある場合があります。口座振替及びクレジットカードによる6ヶ月（4～9月分）、1年及び2年全納の申込期限は令和4年2月末となっております。現金納付については、4月中であれば、手続可能です。

※納付書の発行日によって、前納で納められない月分の保険料がある場合がありますので、ご注意ください。

お問い合わせ

・下館年金事務所

☎0296(25)0829

・町民税務課 町民G

☎(84)1965 (直通)

米の需要に応じた生産 (生産調整)のお願い

米穀の需給及び価格の安定を図るため、本町においては、来年度以降も需要に応じた生産（生産調整）を進め、米価の安定を図ってまいります。

具体的には、これまでどおり、主食用米の生産の目安となる「生産数量目標に相当する数値」とともに、主食用米以外の生産目標を示す「新規需要米等生産目標」を生産者のみなさんへ提示します。

また、県全体では主食用米の生産が過剰になっていることから、引き続き、主食用米から月の光をはじめとする飼料用米（多収品種）への転換を進め、生産者のみなさんの所得の確保と、経営の安定を図ってまいります。

主食用米の在庫が積み上がる

と米価は下落する傾向です。需要に応じた生産にご理解・ご協力をお願いします。

お問い合わせ

産業課 地域振興G

☎(84)2582

農業委員会からのお願い

五霞町農業委員会では、年に2回、農地パトロールを実施し、必要に応じて農地の所有者等に農地の適正な管理をお願いしています。

農地が荒廃化すると、次のようなことが生じます。

- ・作物にとって有害な虫の発生
- ・雑草の種子が一斉に拡散
- ・産業廃棄物等の不法投棄
- ・隣接地や道路への雑草の進入
- ・道路利用者の視界遮断

これらは近隣の農地へ悪影響を及ぼし、事故や犯罪を誘発する一因になります。

農地は農作物の生産基盤であり大切な資産です。耕作（維持管理）が困難となった場合は、そのままにせず、農業委員や農地利用最適化推進委員へ相談をしてください。

お問い合わせ

農業委員会事務局

☎(84)2582 (直通)

行政相談所を開設します

毎日のくらしの中で、わかりづらい道路案内標識、階段に手すりがなく不安など、困っていることはありませんか。このような時は、行政相談委員にご相談ください。

町では、岡野吉雄さんが行政相談委員として活動しています。

この度、町行政相談所を次のとおり開設します。ご相談は、無料・秘密厳守ですので、お気軽にご相談ください。

町行政相談所

・日時 2月22日(火)
午後1時～午後4時

・場所 役場1階 小会議室

※事前予約は、必要ありません。

当日、直接会場にお越しください。

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては中止となる場合があります。

お問い合わせ

総務課 秘書G

☎(84)1111 (内線211)



五霞町
行政相談委員
岡野 吉雄さん
☎(84)2814